

平成 30 年第 6 回農業委員会総会議事録

平成 30 年 6 月 1 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 30 年 6 月 1 日 (金)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 36 号 農地法第 3 条許可について

議案第 37 号 農地法第 4 条許可について

議案第 38 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 39 号 農地法第 5 条許可について

議案第 40 号 非農地証明について

議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 42 号 農業振興地域整備計画変更申請について

議案第 43 号 農業委員会事務の実施状況等について

[報 告]

報告第 33 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 34 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 35 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 36 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 37 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 38 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	久保田章生
4番	井野義美	5番	鬼塚健太	6番	川越定光
8番	川崎和久	9番	松田実	10番	長友紘子
11番	川崎正信	12番	川越正彦	13番	茜久保加代
14番	持原義信	15番	小倉俊博	16番	片上英行
17番	比惠島章之	18番	川越達也	19番	秋山広美
20番	前田峰子	21番	中村和寛	22番	外蘭香
23番	井田勝美	24番	小玉利光		

5. 欠席委員

7番 松元明彦

6. 事務局出席者

局長	小八重 和 久	副主幹兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主査	谷 山 弘 生		
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	平 下 拓 実		

7. 市長部局出席者

農政企画課

主幹兼農地政策係長	岩 田 誠 一
農地政策係主査	椎 葉 智 洋

署名委員

議長

松田 実 

委員

日高 隆志 

委員

井田 勝美 

午後3時0分開会

○議長（松田） これより平成30年第6回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、7番松元明彦委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、1番日高隆志委員、23番井田勝美委員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案審議ですが、議案全般につきまして事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） まず、本日の日程でございます。お手元に総会の会期及び議事日程表を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限り、これまでどおり1ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、本日の提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

まず、議案第36号農地法第3条許可については11件でございます。

次に、議案第37号農地法第4条許可について5件、議案第38号農地法第5条許可に係る事業計画変更について2件、議案第39号農地法第5条許可について15件、議案第40号非農地証明について2件、議案第41号農用地利用集積計画の決定について83件、議案第42号農業振興地域整備計画変更申請について11件、議案第43号農業委員会事務の実施状況等について1件、以上、8議案で審議件数が130件でございます。

なお、農地法第3条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、15万8,047平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、11万6,594平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第36号農地法第3条許可について、1ページから2ページの81番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第3条許可について説明します。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件につきましては、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が、基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの83番、84番が該当しますが、2件とも、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案し検討の上、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明します。

1ページの番号78番と79番をごらんください。関連がありますので、あわせて説明いたします。

78番は、所有権の持分を贈与する申請です。渡人は申請地について18分の2の持分の所有権を有しており、その持分を受人である子に贈与する申請となっております。79番は、残りの18分の16の持分について、所有者全員から受人へ使用貸借する申請です。以上2件の申請によって、農地1筆全部について受人が耕作する権利を得ることから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

次に、番号81番をごらんください。

本案件は新規就農者による申請です。受人はこれまで2年ほど地域の推進委員のもとで研修を行っており、その中で農業への参入意欲が出てきました。申請地では、水稲、キャベツ、白菜を栽培する予定であり、今後は認定農業者や法人化も目指して規模拡大を図っていく計画です。本案件は、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,858平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの85番までを議題とします。

○事務局（岡本） 番号85番をごらんください。

本案件は新規就農法人による申請です。法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人としてさまざまな要件を満たさなければいけません。その要件とは、法人の売上高全体の過半数を農業関連の売上げが占めること、持ち株全体の過半数を農業関係者が所有していること、役員の過半数が農業に常時従事していること、役員のうち1名以上が農作業に年間60日以上従事していること、などとなっております。この法人は、渡人である認定農業者が代表取締役となって平成29年に設立された法人で、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。申請地ではキュウリを栽培する予定です。

今後は、個人と法人と、2つの営業体を並行して運営し、営農していく予定であり、法人としても認定農業者を目指す計画となっております。本案件は、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,905平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○13番（茜ヶ久保委員） 今説明いただいたんですけれども、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、受人は渡人が代表となっている法人ということで、その法人の構成メンバーとかありましたら教えてください。

それと、私、新規就農法人という言葉をお聞きしたんですけれども、この制度について、説明があったかもしれないんですが、聞き漏らしたと思うので、もう一回説明をよろしくお願いたします。

○事務局（岡本） 御質問の85番の案件ですが、こちらの受人の株式会社につきまし

ては、役員は2名となっております。代表者の方とその妻の方のお二人が役員となっております。

新規就農法人につきましては、法人が農業を新しく始めて、農業委員会の許可をとって農地を借りる、または買うというときに、農地所有適格法人という要件を満たした法人でなければ農業委員会の許可が出ないというものになっております。農地所有適格法人につきましては、要件を満たしているかという審査を農業委員会に農地の申請が出たときにするような形となっておりますが、例えば認定農業者のように、何か認定を別途与えるとか、そういったものではございません。農地の申請が出てきたときに、要件を満たしていれば許可になるというようものとなっております。以上です。

○13番（茜ヶ久保委員） 新たに経営農家というか、農地法に定める経営者が法人化をするときに新規就農法人と言うんですか。

○事務局（岡本） 新規就農法人というのは、新規就農者と同じような形で、農業をやられていた方が法人をつくられて新しく農業をされる場合もありますし、これまで全く別の業種で法人をしていた会社が農業を新たに始める場合も新規就農法人というような形になります。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○23番（井田委員） 85番の経営面積が5,905平方メートル、賃借料が33万円、これはハウスか何かですか。じゃないと普通5万円ぐらいか4～5万円ぐらいだと思うんですね。たしかこれはハウスキュウリをつくって、ある人が集めて、それを全部販売している形態じゃないかと思うんですよ。これはハウスつきですか、それとも、露地だけでしょうか。

○事務局（岡本） 85番の賃借料についてですが、現地にはハウスが建っております。施設のキュウリということでやられております。賃借料につきましては、農地だけの部分ということになっております。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局(岡本) 番号88番をごらんください。

本案件は相続財産管理人より申請されております。

相続財産管理人について説明いたします。亡くなった方に相続人がいるかどうか不明な場合、亡くなった人の財産は法人のものになります。それが相続財産法人です。さらに、利害関係人などの申し立てによって、家庭裁判所がその相続財産を管理する「相続財産管理人」を選びます。相続財産管理人は、生前の借金などの清算、また亡くなった人と一緒に暮らしていた人や介護していた人がいる場合は、その特別縁故者へ財産分与を行い、最終的に残った財産は国のものとなります。

本案件は、所有者と受人との間で、生前、売買契約を行っておりましたが、農地法の手続を行う前、平成22年12月1日に所有者が亡くなってしまいました。そこで、家庭裁判所により、平成24年12月4日に相続財産管理人が選ばれ、財産の整理を行う中で本申請に至っております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第37号農地法第4条許可について、4ページを議題とします。

○事務局(押川) 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 25 をごらんください。

申請人は、高岡町上倉永在住の農家です。申請地は、高岡町上倉永にあります山田溜池から南東に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に国の補助事業により「牛舎等」を建設したく申請に及んだものです。

なお、本申請に合わせて、55 ページ議案第 41 号 488 番で議案として上程しておりますが、隣接地の「高岡町上倉永 1394 番」を農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により取得し、一体利用する計画となっております。全体面積は 2,455 平方メートルとなります。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」と判断されますが、不許可の例外である「農業用施設に供する場合」に該当しております。牛舎及び堆肥舎は、床にコンクリート定盤を張り、全面に屋根をつけ、雨水が家畜排泄物とまざることによる汚水の発生を防止しております。また、牛舎からの糞尿は敷きわらに吸着させた上で排出し、堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えております。なお、申請地には、本申請の以前から、申請人により農業用倉庫が建設されておりましたが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断し、議案として上程しております。

次に、番号 26 をごらんください。

申請人は、清武町船引在住の農家です。申請地は、大久保小学校から北西に約 800 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地に堆肥舎を建設していたことから、追認申請に及んだものです。なお、申請地は、農業振興地域の「農用地区域」にありますが、今般、用途区分を「農地」から「農業用施設用地」に変更しており、不許可の例外である「農用地区域内の農地を農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、堆肥舎の周囲はブロックが設置され、床にコンクリート定盤を張り、屋根がつけられていることから、汚水等による周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断し、議案として上程しております。

その他の申請においても同様の追認案件がございますが、始末書の提出もあり、許可基準を充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、5 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 38 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、6 ページを議題とします。

○事務局（押川） 事業計画変更について説明いたします。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 4 をごらんください。

申請人は、清武町今泉在住の個人です。本申請は、田野町甲の農地に「一般個人住宅及び駐車場」を建設する目的で、農地法第 5 条の転用許可申請を行い、昭和 56 年 6

月 30 日に許可を得ております。許可後、建設する準備をしておりましたが、住宅建築資金を申請人の事業の資金に流用したため資金不足となり、事業を行うことができませんでした。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。なお、転用申請については、10 ページの議案第 39 号 117 番で別途議案として上程しております。

次に、番号 5 をごらんください。

申請人は、橘通東 1 丁目に本拠を置く清算中の法人です。本申請は、清武町今泉甲の農地に「福利厚生施設」を建設する目的で、農地法第 5 条の転用許可申請を行い、平成 11 年 7 月 21 日に許可を得ておりますが、転用が実行されないまま、申請人は平成 22 年 5 月 31 日に解散し、現在、清算手続を行っているところです。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。なお、転用申請については、11 ページの議案第 39 号 120 番で別途議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 39 号農地法第 5 条許可について、7 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 5 条許可について説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であり、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しております。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 107 をごらんください。

申請人のうち、渡人は清武町加納丙在住の農家、受人は延岡市日の出町 2 丁目に本拠を置く墓石等の販売を行う法人です。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しております。資料の 1 ページに位置図を、2 ページに計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、本郷北方にある宮崎霊園の西側約 200 メートルに位置する土地です。本案件は、申請地を墓石の展示場や墓石を施工するための資材置場などとして利用したく申請に及んでおります。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接してありますが、雨水は地下浸透にて処理し、また周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないものと思われます。なお、申請地は、本申請の以前から、渡人及び受人により資材置場などとして使用されておりましたが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断し、議案として上程しております。

その他の申請においても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

次に、番号 108 をごらんください。

申請人のうち、渡人は大字塩路在住の農家、受人は渡人及び大字塩路在住の農家です。申請地は、フェニックスカントリークラブから西に約 400 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「通路」を整備したく申請に及んでおります。申請地は、受人 2 名が日常的に利用する通路の隣接地でありまして、既存の通路の幅員が狭いことから、渡人が所有する農地を分筆し、既存の通路を広げる計画となっております。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接してありますが、アスファルト舗装し、雨水は道路側溝に放流することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 109、111

があります。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号110をごらんください。

申請人のうち、渡人は高岡町浦之名在住の農家、受人は福岡市中央区に本拠を置く電気工事業を行う法人です。申請地は、高岡町の楠見橋から北に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を「宮崎日機装分岐線新設工事」に伴う「露天資材置場及び露天駐車場」として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にあります。不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透にて処理することから、周辺農地への影響はないものと思われ。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページから10ページの115番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号107番につきましては、6月13日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第40号非農地証明について、12 ページを議題とします。

○事務局(矢野) 議案第40号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記地目が農地で非農地化していることを証明するものです。非農地化の事由として、主に昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見

込まれる場合などがございます。

この2件の証明願の案件につきましては、5月21日に地元農業委員と現地調査を行った結果、申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第41号農用地利用集積計画の決定について、13ページから44ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（平下） 議案第41号農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、13ページの番号19番から44ページの番号466番までの55件でございます。内訳といたしましては、使用貸借権の再設定がゼロ件、新規設定が11件、賃借権の再設定が10件、新規設定が27件、中間管理権による使用貸借権の新規設定が1件、円滑化事業による使用貸借権が3件、賃借権が2件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○8番（川崎和久委員） ちょっとお伺いしますけれども、14～15ページの小松の受人は、国富町に住居を移転したのではないのでしょうか。そういう話を聞いたんですが、その辺はどうでしょうか。

○事務局（平下） 今の質問にお答えいたします。こちらに提出された申請書に小松の住所として書かれているため、こちらでは大字小松の住所で書かせていただきました。

た。

○8番（川崎和久委員） たしか3月末で国富町に住所が変わったと私は聞いていたんですけども、もう一回、調べてもらったほうがいいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

○事務局（平下） 後ほど確認させていただきます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○13番（茜ヶ久保委員） 435番の受人の所在地は鹿児島県志布志市となっているんですけども、志布志からだだと遠隔地で、耕作が非常に難しいのではないかと考えるんですが、その辺のところについてお尋ねいたします。

○事務局（平下） こちらの受人につきましては、志布志の住所にはなっていますが、宮崎に今後引っ越して農業を行うと聞いております。

○13番（茜ヶ久保委員） わかりました。ありがとうございます。

○23番（井田委員） この前の地区別連絡会で「農地を探している」と情報があった、志布志のハウスの移転の農家ですかね。ハウスはどうしたんですか。移転はせず、そのまま志布志で売却、降灰事業では移転はできないはずですが、どういうことになるんですか。

○2番（岡委員） 私の近隣の畑を紹介しました。志布志の手続とかは全部済んでいます。政策支援の150万円をもらっているから、継続的に農業をしないと返納の義務があると鹿児島から言われているみたいです。でも、ハウスが宮崎でまだ見つからないので、条件に合うところを紹介して、宮崎で農業を始めるという継続的なことをすれば、返納しなくてもいいということになります。今、受人は就農4年目で8反歩借りてピーマンをつくっており、宮崎で農業をしたいということで、先月に紹介がありました。宮崎に来られて、いろいろ見て回って、条件に合う農地があったので、引っ越しの準備なんかされているみたいです。志布志の後始末というか、そういう手続とかは済んでいるみたいです。

○23番（井田委員） わかりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、45 ページから 59 ページの所有権移転分を議題とします。

同居の親族にかかわる案件がございますので、持原義信委員の退室を求めます。

（14 番持原義信委員退室）

○事務局（平下） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、45 ページの番号 467 番から 59 ページの番号 494 番までの 28 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

持原義信委員の入室を求めます。

（14 番持原義信委員入室）

○議長（松田） 議案第 42 号農業振興地域整備計画変更申請について、61 ページから 84 ページまでを議題とします。

○事務局（矢野） 議案第 42 号農業振興地域整備計画変更申請について御説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条により、市が定めた農業振興地域整備計画について、それを変更する場合は、法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に定めるところにより、市長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、今回、議案として上程しております。

今回審議いただくのは、農用地区域からの除外が 7 件、農業用施設用地への用途区分の変更が 2 件、農用地区域への編入が 2 件でございます。

現地調査は5月22日、23日に地元農業委員の立ち会いのもと行い、農地転用許可基準における立地基準等を検討しましたが、いずれの案件もその基準を充足するものと判断されます。

各案件の詳細につきましては、担当課であります農政企画課より説明があります。
○農政企画課（岩田） 今回は、4月に農業振興地域整備計画変更の要望がございました案件11件につきまして、農業委員会の御意見をお伺いするものです。

議案書の61ページをお開きください。

まず、番号1、分家住宅用地としての除外です。これは芳士で、分家住宅の建設に伴う除外要望です。宮崎から山崎街道を佐土原方面に向かって行って、市民の森を過ぎたあたりを西に入ったあたりになります。実家の南側に隣接した土地の分家住宅用地としての除外ということになります。詳細な図面は議案書の63、64ページとなるので、後ほどごらんください。

続きまして、番号2、露天駐車場としての除外です。これは宮崎大学の正門から道路を挟んで北側、宮崎県の衛生環境研究所があるんですが、そちらの東側、木花保育園の建設予定地がありまして、そちらの東側に露天駐車場整備としての除外の要望を行うものです。詳細な図面は議案書の65、66ページとなります。

続きまして、番号3、植林のための除外です。こちらは小内海の公民館のほうから小内海川沿いに西側に入っていった場所となります。農地と林地の境界部分になっておりまして、図面としては67、68ページとなります。

続いて、番号4、こちらについても植林のための除外です。こちらは高岡町の中山集落内、近くに中央森林組合があるんですが、周囲白地部分を中心に一体的にクヌギを植林するという計画の中で、青地部分がかかる部分の除外を要望するものです。詳細な図面は69、70ページとなります。

続きまして、番号5、農家住宅用地としての除外、こちらは高岡町原田集落内の農家住宅としての除外要望になります。申請者は畜産農家で、実家に隣接した場所となります。詳細な図面は71、72ページとなります。

続きまして、番号6、こちらも農家住宅用地としての除外です。こちらと同じ高岡町原田集落内の農家住宅としての除外要望です。申請者は施設キュウリ農家、あわせ

て農業用倉庫も建設予定となっております。詳細な図面は 73、74 ページになります。

続きまして、番号 7、養鰻場用地としての除外です。こちらは佐土原町下那珂での養鰻場用地としての除外要望となります。隣接する養鰻場用地との一体的な整備を予定しております。位置としては、西側、北側、ジェイエイファームのハウスが隣接しているところとなります。詳細な図面は 75、76 ページとなります。

続きまして、番号 8、農業用施設用地としての用途区分変更、こちらの用途区分変更要望は畜舎用地としてのものです。番号 5 の農家住宅除外案件と同じ要望者で、場所も隣接しております。詳細な図面は 77、78 ページとなります。

続きまして、番号 9、農業用施設用地としての用途区分変更、こちらも畜舎用地としての用途区分変更要望です。場所は佐土原町東上那珂で石崎川の南側、県道宮崎高鍋線の東側となります。要望箇所の東側には既存の畜舎がありまして、それと隣接する形で新たに畜舎を建設する計画です。もとの手続も未了だったため、あわせて変更の要望を行うものです。詳細な図面は 79、80 ページとなります。

続きまして、番号 10、農用地区域への編入要望です。こちらは北川内で農用地区域への編入要望となります。こちらの場所は大淀川右岸事業の受益地内で、周囲の水田は全て農用地となっているんですが、当該箇所のみ取り残されたような形で区域外となっており、今後、補助事業の活用も検討しているとのことで、編入を要望するものです。詳細な図面は 81、82 ページです。

続きまして、番号 11、こちらも農用地区域への編入要望となります。場所は田野町で、県道宮崎田野線沿いとなります。こちらも、今後の農業経営において、補助事業の活用も視野に入れるということを踏まえて編入を要望するものです。詳細な図面は 83、84 ページとなります。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 43 号農業委員会事務の実施状況等について、86 ページを議題とします。

○事務局（小谷） 説明に入ります前に、先ほどご指摘いただいた議案第 41 号の中の、受人の住居移転の件について調べさせていただきました。おっしゃるとおり、住所は、転居になっておりました。申しわけございません。農地台帳への住所の反映がおくれたせいで申請書どおりの住所を記載しておりましたので、住所の訂正をこちらのほうでさせていただきます。御了承をお願いいたします。ちなみに、国富町木脇のほうに転出ということになっておりました。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第 43 号農業委員会事務の実施状況等について御説明いたします。

農業委員会等に関する法律によりまして、農業委員会は事務の実施状況等を公表しなければならないと規定されておりますことから、今回、議案として上程させていただきます。

それでは、内容について御説明いたします。

お手元の別冊 1 をごらんください。1 ページから 8 ページは、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、実績となっております。また、9 ページから 11 ページは、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

それでは、平成 29 年度の活動実績から御説明いたします。

1 ページをごらんください。農業委員会の状況につきましては、管内の耕地面積や農家数、農業委員会の体制等を記載しております。

続きまして、2 ページから 4 ページにかけては、農地等の利用の最適化の推進の 3 本柱であります担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止・解消についての記載でございます。これらは、新農業委員会制度の中で最も重要な必須業務に位置づけられております。それぞれの現状及び課題、目標及び実績等については、記載のとおりでございます。

次に、5 ページ、違反転用への適正な対応についてでございます。課題や実績等については記載のとおりでございます。

次に、6 ページから 7 ページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてでございます。農地法第 3 条に基づく許可事務や農地転用に関する事務な

どの実績を記載しております。

次に、8ページになります。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、こちらにつきましては、事前に市のホームページのほうで意見募集を行ったところですが、特段要望・意見等はございませんでした。

また、同じページでございます事務の実施状況の公表等ですが、総会等の議事録、活動計画の点検・評価の公表につきましては、市のホームページにおいて現在も公表しているところでございます。

以上が平成29年度の活動実績でございます。

続きまして、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

9ページの農業委員会の状況から11ページの違反転用への適正な対応まで、項目は平成29年度の活動実績と同様でございます。平成30年度活動計画等については記載のとおりでございます。この中で、国の交付金、昨年来よりお話しさせてもらっております最適化交付金ですが、直接影響する2項目について御説明させていただきます。

まず、10ページ、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。平成30年度の集積目標面積を、トータルになりますが、4,919.4ヘクタールと設定しております。これは、国から示された基準により、平成28年度から10年後の平成37年度までに担い手への集積率を80%とすることを目標として算出された面積でございます。

次に、11ページ、遊休農地に関する措置でございますが、平成30年度の遊休農地の解消面積を29.6ヘクタールと設定しております。これは、国から示された基準により、平成28年度から5年後の平成32年度までに管内の遊休農地率を1%まで減らすことを目標として算出された単年度の目標数値でございます。

これらの目標面積及び基準面積に対する達成度に応じて交付金の変動がまいりますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、さらなる農地の集積・集約化と遊休農地の解消が求められることとなります。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） それでは、本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第33号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告でございます。

その数4件でございます。

報告第34号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告でございます。2ページから6ページにお示ししております。その数18件でございます。

報告第35号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告でございます。その数4件でございます。

報告第36号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告でございます。その数24件でございます。

報告第37号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございます。その数2件でございます。

報告第38号は、相続等による権利移動についてでございます。その数7件でございます。

なお、報告第33号、第34号は、局長専決処分によりまして受理されたもので、その専決日も備考欄に記入しております。

報告第35号、第36号は、第3回、第4回及び第5回総会の承認を受け、会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第6回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時1分閉会